様式第３号（第１３条関係）

会議録

会議の名称	政策調整会議
開催日時	令和８年１０月２日（金） 午前８時５９分～午前１０時１７分
開催場所	朝霞市役所　別館２階　全員協議会室
出席者の職・氏名	【出席者】 又賀市長公室長、千葉危機管理監、濵総務部長、金子市民環境部長、 赤澤福祉部長、小野澤健康部長、玄順こども部長、 山﨑都市建設部長、塩味審議監兼まちづくり推進課長、 稲葉会計管理者、久保田上下水道部次長兼水道施設課長、 森田議会事務局長、福士学校教育部長、 渡邉生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長、 並木選挙管理委員会事務局参事兼局次長 （担当課１） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、 村沢ファシリティマネジメント推進室長、牧原同室主任 （担当課２） 榎本財政課長、荒井同課長補佐 （担当課３） 関口学校教育部次長兼教育総務課長、佐賀同課長補佐、 西村同課学校施設係長 （事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、長谷川同課主幹兼課長補佐、 伊藤同課政策企画係主事
欠席者の職・氏名	なし
議題	１　建物系個別施設計画の工事等の再開に関する判断について（案） ２　令和９年度（２０２７年度）当初予算編成方針 ３　朝霞第三中学校第二運動場の土地賃貸借契約に係る買取条項の付帯

<table>
<tr><td>会議資料</td><td colspan="2">（議題１）
・【資料１－１】建物系個別施設計画の工事等の再開に関する判断について（案）
・【資料１－２】建設総合指数
・【資料１－３】調査レポート９月号
（議題２）
・【資料２－１】令和９年度（２０２７年度）当初予算編成方針
・【資料２－２】令和９年度当初予算実施計画作成における枠配分額
・【資料２－３】令和９年度査定科目一覧（機構順）
（議題３）
・【資料３－１】朝霞第三中学校第二運動場の土地賃貸借契約に係る買取条項の付帯（概要）
・【資料３－２】案内図
・【資料３－３】土地所有状況図</td></tr>
<tr><td rowspan="6">会議録の作成方針</td><td colspan="2">□電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">□電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">■要点記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">□電磁的記録での保管（保存年限　　年）</td></tr>
<tr><td>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td><td>□会議録の確認後消去
□会議録の確認後　か月</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議録の確認方法　出席者の確認及び事務局の決裁</td></tr>
<tr><td>傍聴者の数</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>その他の必要事項</td><td colspan="2">なし</td></tr>
</table>

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】
1　建物系個別施設計画の工事等の再開に関する判断について（案）
【説明】
（担当課１：村沢ファシリティマネジメント推進室長）
　建物系個別施設計画の工事等の再開に関する判断について（案）を資料に基づき御説明する。資料１－１を御覧いただきたい。
　はじめに、背景だが、中東情勢の緊迫化に伴い建物系個別施設計画等については、工期延長に伴う負担増や建築資材の価格高騰の影響、入札不調などのリスクが想定されるため、本年６月より、計画スケジュールを全体的に後ろにスライドさせている。
　次に、目的だが、これらの価格高騰や納期延期といった外部要因による事業の停滞から、安全に事業を再開するために客観的な判断基準を設定したいと考えている。基準を作成することにより説明責任を果たすとともに、結果として適正な施設マネジメントの実施につながるものと考えている。
　それでは、判断基準（案）について説明する。まずは中東情勢の安定化が望めないことには事業を再開することのリスクが大きいと考え、①として、アメリカとイランの和平協定が結ばれるなど、恒久的な中東情勢の安定化を前提条件とし、これを満たした上で、②の建築資材の価格高騰及び供給の状況が沈静化する必要があるため、別表の２つの要件をいずれも満たした段階で、客観的かつ総合的に判断したいと考えている。
　それでは、別表を御覧いただきたい。判断基準の１つ、建築資材の物価的判定基準だが、ここでは一般財団法人建設物価調査会が作成する「建設物価」に掲載される「建築総合」の物価指数を採用している。理由として建設物価は公共工事における資材単価等の積算根拠として使われており、その指数を根拠とすることで公平性や客観性を確保する。
　判定基準の欄に記載したとおり、前月比で上昇率が１００．５％以下である状態が３か月以上安定して推移した場合を考えている。
　資料１－２で御説明する。表１を御覧いただきたい。こちらは同調査会が公表している建設総合の物価指数である。２０１５年の物価を１００とした場合、左の網掛け「東京」の列を御覧いただくと、１番上の２０２０年には１０４．０、１番下の２０２６年の７月には１５０．９となっており、継続的な価格上昇が進んでいる。
　それをグラフ化したのが表２の折れ線グラフである。基本的には物価指数は右肩上がりのインフレ基調となっており、注目していただきたいのは、矢印の場所の傾きである。ほかの時期と比較して折れ線の傾きが大きくなっていることが分かる。それらの傾きを前月度比上昇率で示したのが、表１の右の欄の網掛け部分で、その大きさを表３の下のグラフで示している。
　２０２２年はコロナ明け特需、ウクライナに係る情勢悪化により急激に価格上昇したこと、２０２６年５月以降は、中東情勢の緊迫化に伴う価格上昇が要因でインフレによる傾きが大きくなっている。このような局面で事業を再開すると、価格上昇の煽りをそのまま受けるような形となる。
　それでは、健全な傾きはどのくらいかと言うと、平時の物価上昇の状況が考えられる。表３によると２０２２年、２０２６年５月以降以外の上昇率は１００．５％以下で推移していることが読み取れる。よって、上昇率が１００．５％以下になった際は、軌道修正されたと解釈でき、事業再開すべきといった判断となる。

なお、別表にお戻りいただき、判定基準の根拠として、３か月連続推移という条件は単月とした場合の一過性リスクを排除できること、また、それ以上の期間としないのは市場の早期回復や意思決定のスピード感を保つために設けた。

次に、もう１つの判定基準となる、建築資材の供給関係の判定基準について説明する。こちらについても同調査会が発行している建設物価に掲載のある需給状況から判断したいと考えている。

資料１－３の縦列の中央部にある列の「需給動向」を御覧いただきたい。【現在】と示されている動向について「ひっ迫」や「均衡」との記載があり、ここには「緩和」と記載されることもあるが、文字どおりひっ迫は供給が追い付いていないことを示し、均衡は需給関係のバランスが取れていること、緩和は需要に対し供給過多であることを示している。ひっ迫、ややひっ迫だったものが、均衡または緩和となった際は供給安定化を見通せることからスライドの解除要件となるものと考える。

なお、３か月連続としたのは先ほどと同じ理由からである。

それでは、資料１－１に戻っていただき、判断基準（案）の３段落目を御覧いただきたい。ただし書きだが、判断基準が満たされない場合であっても、代替製品の市場流通が常態化した場合や、国際情勢の好転等により市場の急速な正常化が認められた場合は、基準にかかわらず判断できるようにしたいと考える。

次に、予算計上では、基本的には当初予算の計上時期の９～１０月以前において３か月連続で要件を満たした場合、若しくはそれ以降であっても最終的に予算が固まるまでの間に要件を満たした場合は、予算計上は可能と考えるが、時期が外れた場合などは、緊急性や必要性などを踏まえた上で、次の当初予算または補正予算にて適宜対応することを考えている。

次に、参考だが、判断基準とはしないが、実際の市場調査を通して判断の参考とするものである。入札資格を有する事業者へのヒアリング、埼玉県内の入札状況、日本経済新聞社が公開するナフサの市場価格は、並行して調査していく。

最後に、適用について、この基準は「建物系個別施設計画に位置付けられるスケジュールを全体的に後ろにスライドさせる」工事や設計業務を対象とするものである。また、再開後についても社会情勢、資材価格等の動向を継続して注視するとともに、従来どおり事業の必要性や妥当性を勘案し、事業採択の可否を判断したいと考える。

なお、この判断の前提条件である恒久的な中東情勢の安定化については、２４日に実施した公共施設等総合管理計画庁内検討委員会において、「前提条件を完全にクリアしないと価格高騰や供給状況が沈静化しても、着手できないのか」という意見が出ているので、判断基準（案）の３段落目にある、ただし書き以降の運用については、状況に応じて活用するなど、柔軟に対応することを考えている。

説明は以上である。

【意見等】

（千葉危機管理監）

「恒久的な中東情勢の安定化」との記載があるが、１９４８年にイスラエルが建国されてから、中東で恒久的な安定というのはなく、むしろ朝鮮戦争も休戦協定で戦争をしてないため、それも含まれているのであれば、恒久的なという単語は取って、中東情勢の安定化でよいのではないか。

（担当課１：村沢ファシリティマネジメント推進室長）

表記について検討する。

（濵総務部長）
　建築総合指数や、ナフサ等の今後の状況については、引き続きファシリティマネジメント推進室で調査を行うのか。

（担当課１：村沢ファシリティマネジメント推進室長）
　現在も行っており、引き続き調査を行う。県内の入札状況は、契約検査課と調整する。

（小野澤健康部長）
　資料１－１の判断基準（案）のただし書きについて、「基準にかかわらず判断できる」とあるが、何をもって判断するのか。政策調整会議のような場で諮るのか。

（担当課１：櫻井市長公室次長兼政策企画課長）
　ある程度条件がそろった段階で、資料等をそろえて、公共施設等総合管理計画庁内検討委員会や政策調整会議に諮り、意見を伺うことを考えている。

（濵総務部長）
　市庁舎長寿命化改修工事について、令和９年度当初予算に計上する条件は満たしているのか。

（担当課１：村沢ファシリティマネジメント推進室長）
　現時点では満たしていないが、切り分け工事等の御相談は随時受け付けている。

（濵総務部長）
　令和９年度当初予算案への計上については、今の時点では計上しておき、月々の動きを見て、条件を満たせば計上したままで、満たせなければその時点で落とすということでよいか。

（担当課１：櫻井市長公室次長兼政策企画課長）
　例年市長査定までは追加で事業採択を行っているため、時期を見て条件を満たしていなければ、計上の有無について調整したいと考えている。

（福士学校教育部長）
　学校の校舎の建替え工事は、庁舎の長寿命化と同じ考え方だというのは承知しているが、学校施設長寿命化計画への影響について、何かポイントになる点があれば教えていただきたい。

（担当課１：村沢ファシリティマネジメント推進室長）
　学校施設長寿命化計画については、建物系公共施設マネジメント実施計画と同じ状況で、同じ扱いをしている。全体的に１年後にスライドしているが、この判断基準が、運用されずにずっとこの状況が続く場合は、建物系マネジメント実施計画と学校の計画について、今後どうしていくのかなどについて、議論をしなければならないと考える。
　現時点では、判断基準の運用を決めておくというところで、長寿命化計画への影響が今後出そうな場合は、建物系と合わせて改めてアナウンスしたい。

（又賀市長公室長）
　自らの判断で取り下げるのはやめ、必要なものは実施していくというのがまず大前提

である。予算を３月議会に上程し、承認されたとしても、執行するときに状況が悪化していたら止めるため、ギリギリまで待ってそのタイミングで判断せざるを得ない。
　それでも庁舎の長寿命化のように、その施設の最低限の維持、エアコンや安全性など、対応の必要があれば、切り分けて実施することとなる。庁舎でやっていることは学校にも当てはまってくる。
　その２点は抑えておいていただきたい。

【結果】
　指摘のあった点について修正し、庁議に諮る。

２　令和９年度（２０２７年度）当初予算編成方針
【説明】
（担当課２：榎本財政課長）
　令和９年度当初予算編成方針について御説明する。資料２－１の１ページを御覧いただきたい。まず、本市の財政状況として、１段目では、令和７年度決算における経常収支比率は９５．２％と前年度に比べて改善したものの、依然として高い水準にあり、新たな施策や将来の財政需要に対応できる財源が極めて限られている。また、財政調整基金は約２９億円と前年度に比べて増加したものの、標準財政規模に対する比率は９．８％と、令和６年度の県内市平均をはるかに下回っている状況であることを述べている。
　２段目、３段目では、今後において、市税収入は堅調に推移することが見込まれるものの、全体で大幅な増加を見込むことは難しく、ふるさと納税による市民税の流出額が増加していること。税制改正等の動向によって一般財源が減少すれば、財政運営に深刻な影響を及ぼすことが懸念されること。歳出面では、扶助費や人件費等の増加に加え、金利急騰により市債の利子負担の増加など、財政負担を一層圧迫することが懸念されること。さらには物価高騰や大型事業など多額の財源を必要とする事業が見込まれ、厳しい財政状況になっていることを述べている。
　また、中期財政計画では、今後の財政需要の増加等により、財政調整基金が令和１３年度には枯渇することが見込まれるほか、扶助費の割合が県内他市に比べて高く、財政構造の柔軟性を確保することが課題となっていることを述べている。
　次に、基本的な考え方として、第６次総合計画に掲げる将来像の実現に向けた取組を着実に推進するため、限りある財源を有効に活用し、必要な行政サービスを安定的かつ持続的に提供していく必要があること。そのため、職員１人１人が将来の財政需要を十分に認識し、不断の見直しを行うことが求められていること。さらに、部署間の連携も強化し、適正な予算の計上を徹底することで、事業の質の向上と財源の効果的な活用の両立に努める必要があることを述べている。
　２ページ目以降については、予算編成基本原則のうち、主に変更した点と追加した点について御説明する。まず、基本原則の（２）事業の選択と集中のうち２つ目、新規拡充事業についてだが、既存事業の見直しや廃止をすることで、財源の捻出に努め、という表記に、新たに統廃合を追加している。
　次に（３）行政評価の反映と事務事業の見直しのうち、２つ目、新規拡充事業を実施する場合は、既存事業の効果を検証、見直しや再構築を行うこととしていたが、新たに市民等のニーズを的確に捉えることを追加している。
　また、（７）関係部課との調整について、複数の部署に関連する事業は、事前に関係部署間で十分に調整することとしていたが、新たに事業の統廃合や共催等について検討することを追加している。

次に３ページ、歳入に関する事項については、（２）使用料及び手数料のうち、２つ目について、使用料・手数料の見直し方針が改訂予定であることから、以前の策定年月の削除を行った。
次に、（４）その他のうち２つ目にガバメントクラウドファンディングという表記があったが、活用方針の名称変更に伴い、クラウドファンディング型ふるさと納税に修正した。
また、３つ目として、ふるさと納税の寄附額を増額させるため、返礼品の充実や開拓に向け、産業振興課と情報共有、連携を図り、寄附額の確保に努めることを追加している。
次に、４ページ、歳出に関する事項については、（１）人件費のうち、２つ目、職員のワークライフバランスを推進する観点から、事業や事務執行を見直すとともに、時差勤務を活用することを追加している。
次に、５ページ、（７）使用料及び賃借料のうち、３つ目に、新たな借上料については、金利が上昇している現状を踏まえ、借上料と購入費の総額を比較し、検討することを追加している。
最後に６ページ、その他で、予算計上は総額、資料２－２の枠配分の範囲内の計上に努めること。令和９年４月に予定している機構改革に基づき、予算計上することとしている。
なお、予算編成方針については庁議にて御承認いただいた後、全庁に通知したいと考えている。
説明は以上である。

【意見等】
（千葉危機管理監）
危機対策費の風水害対応の手当について、昨年度２００万円を要望し、１５５万円という査定となったが、台風７、８号の対応途中でなくなり、今は予備費で対応している。
今年は台風２５号までの間で警戒配備を１１回取っており、８月２２日の雨量が７０ｍｍを超えた集中豪雨のとき以降、市長から先行的な配備、事前待機を行い、職員については災害対応の手当を付けるとなり、財政課には御配慮いただいている。
来年以降も、突発的な集中豪雨対応は今年度の実績から想定できない状況となるのではないか。
そのため、査定の際は、そういった点も含めて御配慮いただきたい。

（担当課２：榎本財政課長）
査定の中で確認する。

【結果】
原案のとおり庁議に諮る。

３　朝霞第三中学校第二運動場の土地賃貸借契約に係る買取条項の付帯
【説明】
（担当課３：関口学校教育部次長兼教育総務課長）
朝霞第三中学校第二運動場の土地賃貸借契約に係る買取条項の付帯について、御説明する。
教育総務課では、学校用地や運動場、学校農園用地など、教育活動に必要な土地の借上げを行っているが、そのうちの朝霞第三中学校第二運動場について、土地所有者の１人

から、「土地所有者から申し出があった場合には、市が当該土地を買取る」という、いわゆる買取条項を賃貸借契約に付けてほしいとの要望があった。
　買取条項を付けて面積が５００㎡以上の土地を借上げる場合は、庁議の決定が必要であることから、政策調整会議に付議するものである。
　まず、資料３－２を御覧いただきたい。朝霞第三中学校第二運動場の場所だが、第三中学校の校舎や校庭がある敷地脇を流れる黒目川の対岸にある。学校からのアクセスについては、学校の裏側に歩行者用の「溝沼池田橋」が設置されており、容易に行き来ができるようになっている。
　資料３－１を御覧いただきたい。朝霞第三中学校第二運動場の概要である。朝霞第三中学校は昭和４８年に開校しているが、開校間もない昭和５１年１月に第二運動場の使用を開始しており、この時点ではすべての土地を借上げていた。第二運動場の総面積は８，６３２㎡となっており、過去から増減はない。
　その後、一部の土地については土地所有者からの要望により過去４回取得しており、現在の第二運動場の土地所有者及び面積の内訳は、表のとおりである。
　今回買取条項に関する要望があった土地所有者Ａ氏の所有面積が１，５００㎡、別の土地所有者Ｂ氏の所有面積が５，５２３㎡、過去に買取りを行った朝霞市名義の土地の面積は１，６０９㎡となっている。
　なお、現在借上げている土地については、２年ごとに契約更新を行っている。
　資料３－３を併せて御覧いただきたい。第二運動場の公図を基に土地所有状況を示したものである。敷地内に水路などがあるが、赤く線引きしている部分が、今回の相談者であるＡ氏の土地である。
　資料３－１にお戻りいただき、２ページの相談地概要であるが、先ほど御説明したとおり、Ａ氏所有の土地面積は１，５００㎡で、第二運動場総面積８，６３２㎡の約１７％に当たる。
　現在の借地料については、年額で１５９万３，０００円となっている。
　続いて、要望の経緯である。２年に一度、賃貸借契約更新の事務手続きを行う際の交渉窓口はＡ氏御本人で、ここ数回の更新時に借地料値上げの要望があった。しかし、借地料の単価は市で統一されているため、値上げの実施は難しい旨を説明していた。
　今回、令和８年度からの賃貸借契約更新の際に、担当者へ買取条項付帯についての相談があり、「買取条項を付けるには庁内で判断を仰ぐなどの手続きが必要である」旨を説明した。教育総務課としては、従前ほかの土地所有者からの相談に応じて、買取条項を付したという経緯もあったため、今回市としての判断をお願いすることとした。
　なお、当該土地所有者の方には、市の判断には時間を要する旨御説明を行い、御理解いただいている。
　続いて、第二運動場の利用状況である。現在の第二運動場の利用としては、体育や理科の実験などの授業や、放課後や土日の部活動といった第三中学校における教育活動のほか、目的外利用として近隣保育園の活動にも利用されている。
　最後に、第二運動場の必要性である。現在、文部科学省が定める中学校を設置するのに必要な最低の基準として「中学校設置基準」がある。その中に運動場の面積についても規定があり、第三中学校の場合、設置基準８，４００㎡に対し、第二運動場を含めず、校舎に隣接した運動場の面積は８，２１１㎡となっており、基準を満たしていない。
　また、第三中学校の第二運動場は第三中学校の開校直後より設置しており、第三中学校における教育活動の前提の学校施設として存在していることに加え、近隣保育園で利用されているなど、地域の学校施設として根付いている施設となっている。
　過去には、第五小学校の改築事業の際にバスを活用した工事中の仮運動場として活用した事例もあるなど、今後の市内小・中学校の学校施設改修に当たっての重要な施設の

１つと位置付けている。
　そのため、過去に土地所有者から買取りの相談があった場合には、第二運動場を維持するため、全て買取りを行っているところである。
　以上の理由から、買取条項の付帯について御承認くださるようお願いする。
　説明は以上である。

【意見等】
（千葉危機管理監）
　学校施設の土地借り上げ状況や、買取条項の付帯状況はどうか。

（担当課３：佐賀教育総務課長補佐）
　学校施設に関連しては、近年、新たな借り上げは行っていないが、現在買取条項を付帯しているのは、第十小学校の敷地で２名と、第二運動場の敷地で１名の計３名である。

（千葉危機管理監）
　ほかの施設ではどうか。

（櫻井市長公室次長兼政策企画課長）
　詳細はすぐには分からないが、道路整備課等が所管している部分にもあるかもしれない。

（千葉危機管理監）
　学校施設における買取条項の付帯が特例でないことが分かれば問題ない。
　買取りを行う場合は、現時点の価格でどの程度の金額か。

（担当課３：佐賀教育総務課長補佐）
　借りているのが１，５００㎡で、固定資産等に計算する参考の価格で１㎡１０万円となっており、それに当てはめると、１億５，０００万円と試算をしている。

（千葉危機管理監）
　第二運動場の必要性のところで、三中の運動場は中学校の設置基準を満たしていないとあるが、国の設置基準に例外規定はないのか。

（担当課３：佐賀教育総務課長補佐）
　中学校設置基準では、面積が定められており、ただし書きで、地域の実態その他により特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合にはこの限りではないという条文はある。

（福士学校教育部長）
　例外としては、例えば都市部など、土地が狭いところでは、屋上の運動施設等を活用して基準をクリアしているという実態は聞いたことがある。

（千葉危機管理監）
　それであれば、将来的に１億５，０００万円を支払わなければならない契約を結ばないという選択肢はないのか。

（担当課３：関口学校教育部次長兼教育総務課長）
　説明の中でも申し上げたが、教育総務課としては従前同じ第三中学校の第二運動場の土地の所有者から相談に応じ、買取条項を付したという経緯があるため、今回も同様に買取条項を付けたいと考えている。

（千葉危機管理監）
　各中学校の生徒数によって基準となる広さは違うと思うが、グーグルマップなどで確認すると、テニスコートがある学校とない学校があるなど、運動場の状況はバラバラで、そうなると体育の種目も運動場に合わせて行っているのではないか。
　その場合、どうしてもこの土地でなければならないという理由の説明が、インパクトに欠けるのではないか。これが無ければ、教育上困ってしまうという理由を御説明いただきたい。

（福士学校教育部長）
　朝霞第三中学校は部活動の実績も開校当時から積んでいる学校で、特に第二運動場では野球とサッカーを中心に部活動を行っている。
　また、体育の授業では男女を分けて、あるいはサッカーやソフトボールなどの球技を実施している。
　第二運動場が必要な１番の理由としては、生徒の安全性で、狭い運動場で球技等をする危険性をクリアするため、教員が工夫しながら、生徒の安全確保のために、広い運動場での体育を実施し体力向上に努めている。

（千葉危機管理監）
　現状の必要性はそのとおりだと思うが、総合計画などの将来の人口推移や、経常収支比率が９５％以上、中東情勢に応じて建物の更新をストップしているという中で、将来を見据えると、１億円も投入する可能性があることを行う必要があるのか、将来に向けたファシリティマネジメント等を念頭に置き、検討する必要があるのではないか。
　将来に向けて、どのような部分に投資するかを考えたときに困るのではないか。

（濵総務部長）
　買取条項を付帯したい理由の１つに、設置基準を満たしていないというのがあったが、ほかの中学校は満たしているのか。

（担当課３：佐賀教育総務課長補佐）
　ほかの中学校は基準を満たしており、参考として、第一中学校が１万１，２１８㎡、第二中学校が９，４１６㎡、第三中学校は先ほど申した８，２１１㎡、第四中学校が９，６８２㎡、第五中学校が１万５１９㎡である。
　なお、設置基準については先ほどの８，４００㎡というのは生徒数が７２１人以上のものに適用されるもので、第四中学校と第五中学校は、７２１人に満たず、参考だが第四中学校は保有面積９，６８２㎡に対して基準面積が７，５４０㎡、第五中学校が保有面積１万５１９㎡に対して基準面積３，７２３㎡である。

（濵総務部長）
　生徒１人当たりの運動場の面積は求めているのか。

（担当課３：佐賀教育総務課長補佐）
　生徒１人当たりの運動場の面積について、第一中学校が１４．８９㎡、第二中学校が２４．５１㎡、第三中学校が第二運動場を含めて２４．１３㎡、第四中学校が１５．２７㎡、第五中学校が３１．７３㎡である。

（濵総務部長）
　第二運動場が８，６３２㎡で、１，５００㎡がなくても１５，０００㎡が確保できる。買取条項を付帯して、１，５００㎡を確保する必要はあるのか。

（担当課３：関口学校教育部次長兼教育総務課長）
　考え方としては理解できるが、従前、より面積が大きい土地所有者に対して買取条項を付けており、公平性の観点からも申し出があったのであれば付けるべきだと考えている。

（濵総務部長）
　開校間もないころから使っているという事情や、他の土地所有者との兼ね合いも分かるが、今までのことにこだわらず、将来を踏まえて諦めるという選択肢もあるのではないか。

（担当課３：関口学校教育部次長兼教育総務課長）
　考えとしては理解できるが、やはり土地所有者を公平に扱うという観点から、土地所有者によって意思決定が変わるのは、我々としてはできないと考えている。

（福士学校教育部長）
　補足だが、今後、市内の学校施設が建替えの時期を迎えると、運動場の代替施設が非常に大きな課題になってくる。先ほど担当から説明があったとおり、第五小学校改築時には、第二運動場で第五小学校の体育事業を代替した。朝霞市内の小中学校の規模から考えると、大型バス等での授業時の移動が考えられるため、その部分での確保も必要である。
　もう１点、現在、第三中学校は特に野球部が伝統ある部活動で、これ以上運動場が小さくなると野球ができなくなることも懸念している。

（森田議会事務局長）
　必要な面積のみでよいという意見も分かるため、今後そういった視点で長期的に運動場をどうしていくかを検討する必要はあるが、既に取得しているものと、今回の対象地を考えると、対象地がなくなると土地の一体性がなくなってしまうのではないか。
　そういった面も含めて、今後運動場をどうしていくかという視点は必要であると思う。

（濵総務部長）
　近隣保育園の利用というのは、溝沼保育園か。

（福士学校教育部長）
　溝沼保育園をはじめ、近隣保育園の散歩道のため、空いていれば気軽に貸すこともあれば、運動会前の練習など、計画的に貸すこともある。

（濵総務部長）
　民間の保育園が使うこともあるのか。公立のみか。民間の保育園が使っているのであれば、行政財産使用料の検討が必要になるのではないか。

（福士学校教育部長）
　保育園で働いている第三中学校卒業生が、散歩を兼ねて引率する園児を休ませるため１０分程立ち寄ることもあるし、運動場が空いていれば園児を遊ばせるために貸し出すこともあった。他の団体も地域との関係性で貸していることもある。

（千葉危機管理監）
　必要性を見ると体育をする必要性がこれだけあるという、本来の運動場としての必要性についての理由ではなく、工事があったときの代替施設になるなど、主目的としての運動場ではないように見える。絶対的に必要だという話から、こういった用途にも使えるという話まで混在している。
　ここは、学校として必要だという意味で、普段の授業でこのように使っているという実績を示して、付帯条件を付けてでも契約したいという書き方にした方がよいのではないか。第三中学校の生徒が、この運動場がないと困るというのを訴えた方がよいのではないか。

（担当課３：関口学校教育部次長兼教育総務課長）
　御指摘のとおり、第二運動場は一般的な校庭として使用しているため、平日の午前・午後の授業の利用状況などの記載としていきたい。

（赤澤福祉部長）
　先ほど設置基準で、生徒７２１人以上で８，４００㎡とおっしゃっていたと思うが、将来的に少子化で生徒が減っていって、７２１人を切ったら、今の校庭だけで足りるということになるか。

（担当課３：関口学校教育部次長兼教育総務課長）
　設置基準的にはそうなる。ただ、第二運動場は先ほどから申し上げているとおり、開校当初から使っているもので、通常の授業で使われているため、ほかの学校も同様だが、生徒数に合わせて、校庭の大きさなどを変更するということは考えていない。
　基本的には学校の改築などの際に、新しい学校の人数をどれぐらいと想定するかに合わせて、校庭の大きさも検討することになると考えている。

（赤澤福祉部長）
　買取条項を付けて、最終的にこの土地が全部市の土地になり、生徒数が減って第三中学校の土地だけで設置基準を満たして、第二運動場が設置基準上、必ずしも必要ではなくなったときに、市として土地をどうしていくかも見据えて買わないといけないのではないか。
　また、この土地は市街化調整区域で、市として活用するにもしづらい土地ではないか。体育施設であれば使えるのか。

（渡邉生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長）
　体育施設であれば、反対側に溝沼子どもプールもあるため、活用できると思うが、溝沼子どもプールをどうしていくかという課題もあるため、先の長い話になるのではないか。

（担当課３：関口学校教育部次長兼教育総務課長）
　今後の児童生徒数の推移を見守りながら、基本的には改築の際にどのような学校を新たに作っていくのかを考える中で、第二運動場の位置付けも検討するものと考えている。

（塩味審議監兼まちづくり推進課長）
　財政的な懸念に関する質問が多いため、学校用地を取得するときに補助金が付くかなど、そういった点も整理しておいた方がよいのではないか。
　また、先ほど調整区域の話が出たが、設管条例を作れば、上物は市の建物を設置できる。

（小野澤健康部長）
　行政上の賃貸借は、現在は買取条項を原則付けないというのを大前提として、買取の要望が出た場合、一体的に第二運動場も使っていて、野球部も強く、サッカー部も今はある中で、第二運動場を半分にする、３分の１にするのは難しいのではないか。
　そう考えると、買取条項の付帯を可とするしかないのではないか。
　ただ、第二運動場以外も学校用地を賃貸しているところはあると思うが、校舎等本体に買取条項が付いていない場合、第二運動場に付けると整合が取れなくなってしまうのではないか。
　それであれば、方針を作って、学校施設の買取可否を機械的に設定するような形にした方がよいのではないか。また、将来的に本当に必要な用地であるというのを固めてから買取条項を付けないと、手が上がったから買うというのはよくないのではないか。

（又賀市長公室長）
　資料３－１の１ページ目、土地所有者Ｂのところは、令和７年度から買取条項を付けたということは令和６年度あたりに同じような議論をしていると思うが、その際にこういった指摘はあったのか。
　この第三中学校の土地だけに限らず、買取条項の話もいきなり出てきた話ではないと思う。買取条項を付けるかどうか、運動場の在り方などは、急にここで考えを変えることもできない。２年前はどんな話があって買取条項を付けたのかなど、その辺の経緯を踏まえる必要がある。
　もともと第三中学校は野球も強く、開校当初から校庭として授業で使用している土地を、ここで買取条項を付けないで土地を返すというのは現実的なのか。ここだけの議論で終わるのは危険ではないか。
　また、買取条項を付けたとして、すぐに買取ってほしいという話か。それとも、念のため付けておいてほしいという話か。Ｂ氏の土地についてはどうか。

（担当課３：佐賀教育総務課長補佐）
　令和６年度に、政策調整会議２回及び庁議に諮って、令和７年度にＢ氏の土地に買取条項を付けた。前回の政策調整会議は１回目に今回と同じような御説明をしたときに、大きく４点の御指摘があり、もう一度政策調整会議に諮った。
　１点目が現段階で、所有者に売却の意思があるか、という確認で、当時、今すぐにという意向はなく、今回も確認したが、すぐにではないという回答であった。
　２点目は賃借料の減額で、1回目の政策調整会議の後に顧問弁護士に相談し、基本的には賃貸借契約は土地を借りることへの対価の契約のため、将来的な買取条項を付けたからといって、賃借料を下げるというのはできないという助言をいただいた。
　３点目が第二運動場の利用状況で、先ほどお話したとおり、平日は運動場と体育館と

プールを組み合わせながら、年間の授業計画を立てている。
　４点目が買取条項の文案で、実際にどういう条文にするのかについて、１回目の段階で顧問弁護士に相談し、文案を提示してやり取りを行い、最終的な文案は政策調整会議の段階では示すことができなかったが、弁護士と相談を重ね、内容的に問題がない文章を相手方に提示して最終的に買取条項を付けて契約した。

（又賀市長公室長）
　当時の政策調整会議や庁議で、土地の在り方等についての議論は無く、現状維持前提で議論を行っていたということでよいか。

（担当課３：関口学校教育部次長兼教育総務課長）
　前提ということはないが、議論の中で第二運動場の利用の状況と、開校当初から橋が架けられ一体となって利用していた旨の説明を行い、了承を得た。

（又賀市長公室長）
　先ほど指摘があったとおり、通常の利用においての必要性を説明し、了承を得たということでよいか。

（担当課３：関口学校教育部次長兼教育総務課長）
　そのとおりである。

（又賀市長公室長）
　この議論が悪いわけではないが、方向転換をするというのはかなり大きな話で、政策調整会議だけではなく、教育委員会の話になる。そのため、現状ではここだけ買取条項を付けないとか、市の方向性を決めるのは難しく、また、先方からも買取条項を付けてほしいと言われている状況である。
　今後の使い方については、引き続き教育委員会を中心に考えていくことでよいのではないか。

（担当課３：関口学校教育部次長兼教育総務課長）
　学校施設長寿命化計画の中で第三中学校の改築の時期も示されており、その際の生徒の人数などを踏まえて、改築の考え方の中で第二運動場をどうするかという結論は出さなければいけないと考えている。

（濵総務部長）
　今回買取条項を付ける理由の１つとして、令和７年度に対応しているから、という理由があったが、ほかの学校などで買取条項の付帯の要望があった場合も、同様に公平性の観点から対応していくのか。

（担当課３：関口学校教育部次長兼教育総務課長）
　学校の敷地については、本件を除いて買取条項がついていない借地の契約はないため、今回が最後となると考えている。

（濵総務部長）
　市の公有地全体に影響が及ぶ可能性があるのではないか。

（担当課３：関口学校教育部次長兼教育総務課長）
　今回は、一体となっている敷地の中での扱いのため、差別化はできないと考えており、例えば違う学校や違う施設となると考え方は変わってくると考えている。

（又賀市長公室長）
　これまでの実績を踏まえて、必要性を前面に押し出していくしかないのではないか。

（濵総務部長）
　利用状況だけでなく、必要性に関する資料の記載を、普段の使い方をメインに修正した方がよい。

【結果】
　指摘のあった点について修正し、庁議に諮る。

【閉会】